

環境省関係者によるグーグルを使用した情報やりとりに係る経緯等

環 境 省  
平成 25 年 7 月 11 日

- 本年1月にジュネーブで開催された水銀条約の制定に向けた第5回政府間交渉委員会において、環境省関係者間の情報共有を目的とし、グーグル(株)のサービスを利用したグループメールアドレスを作成し、交渉期間中使用した。
- そのグループメールアドレス宛に送付されたメールの内容が、外部から閲覧可能な状態であったことが、平成 25 年 7 月 9 日に判明した。
- グループアドレスを用いてやりとりした情報については、平成 25 年 7 月 9 日 19 時頃に削除した。
- 外部から閲覧可能であったメールの内容は、条約交渉に係る状況報告や日本国内の対応状況等(現地記者ブリーフの様子、日本での報道ぶり)であった。

---

7月9日の対応

- ・ 上記事態を受け、環境省内における他の同様事例の有無について一斉調査とともに閉鎖を指示

7月 10 日の対応

- ・ 午前 …… 第1回環境省情報セキュリティ対策本部
- ・ 午後 …… 第1回環境省情報セキュリティ対策本部幹事会

(参考)

## 環境省情報セキュリティ対策本部設置要綱

平成 25 年 7 月 10 日

### 第1 環境省情報セキュリティ対策本部の設置趣旨

環境省内の情報管理の徹底について総点検するとともに、今後の国際会議等における安全な情報交換の在り方を検討する。

### 第2 構成員

本部長 大臣

副本部長 副大臣、大臣政務官、事務次官

本部長代理 官房長（CISO：最高情報セキュリティ責任者）

委員 各部局長、原子力規制委員会原子力規制庁次長、情報担当の官房審議官

### 第3 本部の審議事項

ハード・ソフト両面からの情報管理の徹底についての省内総点検

### 第4 情報セキュリティ対策本部幹事会

#### 1 構成員

大臣官房総務課長、官房各課長、環境情報室長、各部局総括課長、原子力規制委員会原子力規制庁総務課長とし、官房総務課長が主宰する。

2 幹事会は、必要に応じて、本部の協議・決定事項の事前調整を行う。

### 第5 その他

1 本部及び幹事会は、必要に応じ適宜開催する。

2 本部及び幹事会の事務局は、大臣官房総務課が行う。